

平成19年11月19日

林業・木材産業関係団体 殿

〒101-8506

東京都千代田区内神田1丁目1番12号

コープビル11階

独立行政法人農林漁業信用基金

林業管理室

TEL 03-3294-5581

FAX 03-3294-5595

### 緊急経営支援保証について

当基金の業務につきましては、平素格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、本年6月に改正建築基準法が施行されて以来、住宅着工率が急激に落込んでおり、いまのところ回復に時間を要するものと見られています。

また、このような状況の中、保証利用者の皆様からは今後経営に影響が出るものと予想されるといった声があることから、素材生産業、木材・木製品製造業等を行っている皆様に対する支援を当基金において検討した結果、別紙「木材産業緊急経営支援保証の概要」のとおり支援措置を講じることいたしました。

つきましては、各関係団体の皆様にご連絡申し上げますとともに各組合員、会員への周知をよろしくお願い申し上げます。

#### 【本資金の特別措置】

木材産業緊急経営支援保証の内容は別紙のとおりですが、今回特別な措置として対応しているのは以下の点です。

- ① 平成19年11月20日から平成20年3月31日までの臨時的措置で行うものです。
- ② 2,000万円の範囲で、現在のご利用とは別に保証を行います。対象は正常先及び要注意先に限ります。
- ③ 保証範囲は100%、原則無担となります。
- ④ 臨時保証扱いで、3年以内（特認5年以内）で返済いただことになります。
- ⑤ 対象は、素材生産（一般資金）、木材・木製品製造（一般資金）、木材卸売等（合理化資金であり、都道府県の認可する合理化計画の資金に限ります。）です。

## 木材産業緊急経営支援保証の概要

### 目的

本年6月の改正建築基準法の施行により住宅着工数の大幅な落ち込みが続いていること、この回復にはなお時間を要するものとみられていることから、経営への影響が懸念される、業界の中核を担う林業・木材産業者を対象に、一定の要件を満たした組合・会社・個人について運転資金が円滑に融通されるよう、林業信用保証業務において緊急の保証措置を図るものである。

### 1. 保証申込期間

平成19年11月20日～平成20年3月31日

### 2. 内容

#### (1) 保証対象者

- ① 対象はいわゆる正常先か要注意先に限る(要管理先以下は不可)。具体的には以下の要件を全て満たした組合・会社・個人を対象とする。  
ただし、最終的な保証引受は基金の審査によることとする。
- 平成19年9月以降において対前年同月比の売上げが10%以上減少していること
- 自己資本が実質債務超過になっていないこと
- 融資機関借入金に延滞がないこと
- 融資機関借入総額が年商以内であること
- ② 保証付貸付額は月商の2ヶ月以内、かつ最高2千万円まで。

#### (2) 保証の範囲

100%保証

#### (3) 資金の使途

素材生産業、木材・木製品製造業等にかかる運転資金

(木材卸売業については、各都道府県が認定する合理化計画の認定枠内の利用となります。)

#### (4) 保証期間

運転資金(設備資金は不可) 原則3年以内(特認5年)

#### (5) 期間の延長

本保証は、原則として更新、期間の延長を認めない臨時保証扱いとする。ただし、延長の場合は、当基金の経営支援調査(有料)を受診していただくなど、3年(特認5年)の範囲内で当基金の審査により期間の延長が可能か否かについて判断する。

#### (6) 連帯保証人及び担保

- ① 連帯保証人 原則、保証能力のある者2名以上(組合・会社の場合代表者含む)
- ② 担保 原則として無担保

### 3. 償還方法

短期保証分は一括または分割弁済とする。長期保証分は分割弁済とし、最長6ヶ月の据置期間を認める。

なお、保証期間が終了する場合は、一般の保証として適切な審査を行ったうえで、以降の利用が可能か否かについて判断する。

### 4. 保証料率

年0.20%から1.10%

### 5. 問合せ先

独立行政法人農林漁業信用基金 林業部 保証課 Tel 03-3294-5585